

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和4年度フォローアップ調査結果のポイント（1）

別紙1：調査結果（概要）

調査方法

調査対象社に郵送等で通知し、インターネットにて回答（令和5年1月13日発出～同年2月24日締切）。

【参考】令和元年度調査から、書面調査からインターネットによる調査に変更。

回答状況

回答数の合計：866社（対象社数1,596社 回答率54.3%）

【参考】前回（令和3年度）調査は1,869社を対象、回答数：824社、回答率：44.1%

（内訳）

放送事業者からの回答状況

回答数：536社

（対象社数542社 回答率98.9%）

【参考】前回（令和3年度）調査は543社を対象、回答数：506社、回答率：93.2%

メディア別	対象社数	回答数
地上基幹放送事業者※1、2	128社（NHK含む）	128社 (100%)
衛星系放送事業者※1、2、3	74社	70社 (94.6%)
ケーブルテレビ事業者※4	340社	338社 (99.4%)

※1 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象

※2 NHKは地上基幹放送事業者として集計

※3 衛星系放送事業者は、民放連加盟及び衛放協加盟社（番組供給事業者を含む）を対象

※4 ケーブルテレビ連盟加盟社のうち、有線テレビジョン放送事業者を対象

番組製作会社からの回答状況

回答数：330社

（対象社数1,054社 回答率31.3%）

【参考】前回（令和3年度）調査は1,326社を対象、回答数：318社、回答率：24.0%

（注）今年度から、番組製作を行っていない又はすでに会社として事業を行っていないことが判明した事業者を調査対象から除いている。

団体名等	対象社数	回答数
全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）	125社※5	81社※5 (64.8%)
全国地域映像団体協議会（NRA）	115社※5	65社※5 (56.5%)
日本映像事業協会（JVIG）	137社※5	36社※5 (26.3%)
日本動画協会（AJA）	56社※5	24社※5 (42.9%)
その他団体未加盟等 （民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社等）	657社	145社 (22.1%)

※5 複数の団体に加盟している番組製作会社：対象社数36社、回答数21社

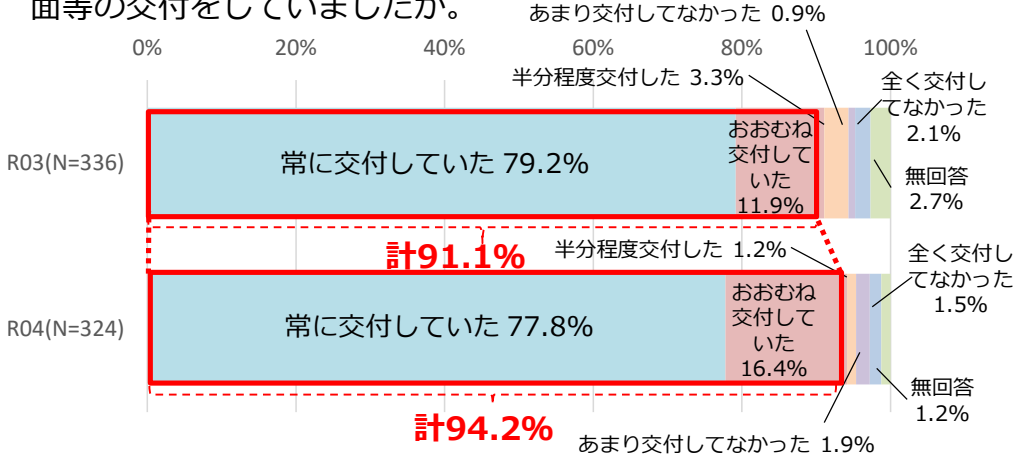
「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和4年度フォローアップ調査結果のポイント（2）

書面の交付

放送事業者からの回答

【書面の交付】

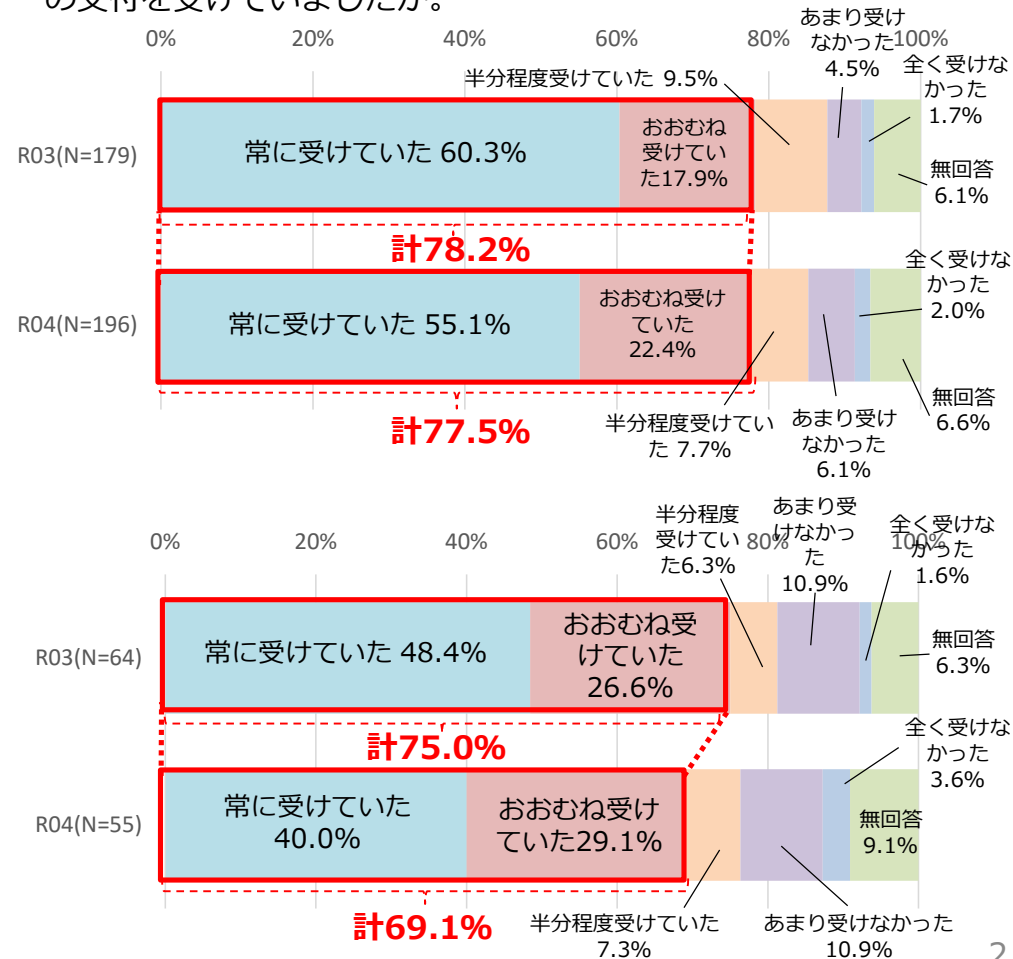
番組制作会社（フリーランス除く、以下同様）に放送コンテンツの製作を委託する際、下請法の対象となる取引において、発注書面等の交付をしていましたか。



番組制作会社からの回答

【書面の交付】

上段：放送事業者、下段：番組制作会社から放送コンテンツの製作を受託する際、下請法の対象となる取引において、発注書面等の交付を受けていましたか。



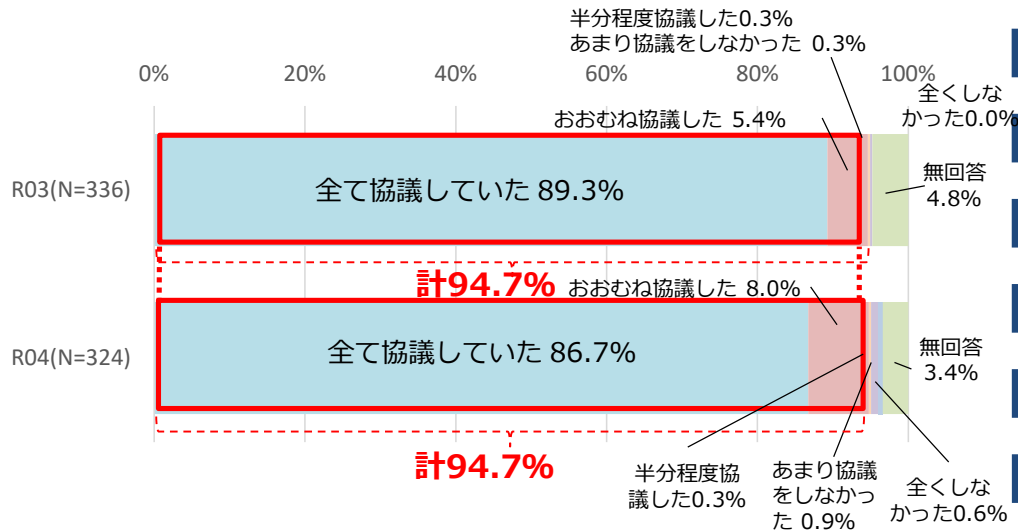
「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和4年度フォローアップ調査結果のポイント（3）

取引価格の決定（事前協議の有無）

放送事業者からの回答

【取引価格の事前協議】

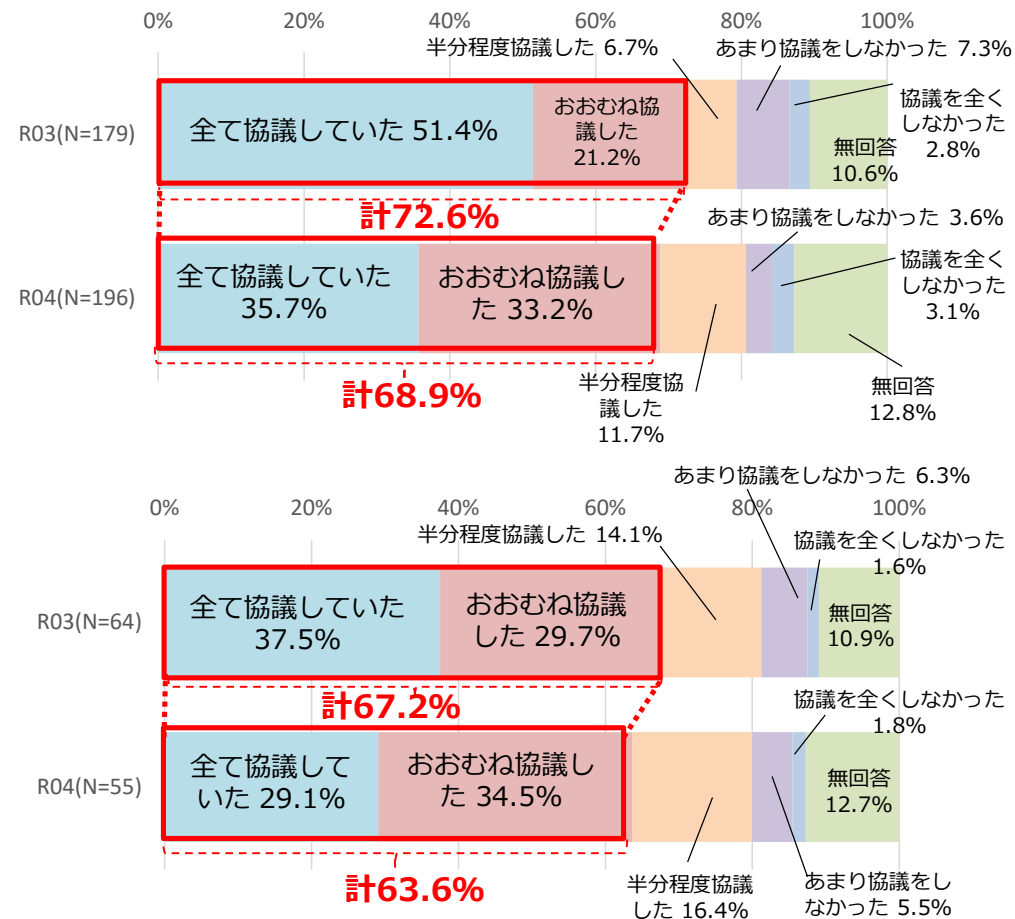
調査対象期間中に放送番組を製作委託する際に、下請代金（取引価格）について、番組製作会社と事前に協議をしましたか。



番組製作会社からの回答

【取引価格の事前協議】

調査対象期間中に放送番組の製作委託を受ける際に、下請代金（取引価格）について、**上段：放送事業者、下段：番組製作会社**と事前に協議しましたか。



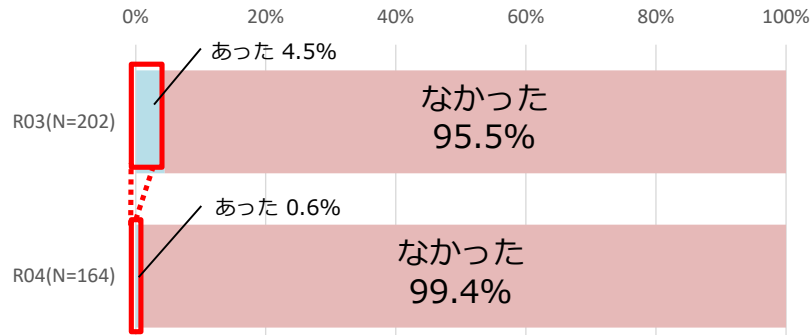
「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」 令和4年度フォローアップ調査結果のポイント（4）

著作権の帰属（著作権の譲渡等の有無）

放送事業者からの回答

【「完全制作委託型番組の制作委託をした」と回答した放送事業者における著作権の譲渡等の有無】

「完全制作委託型番組」の制作委託をした際、**番組制作会社が著作権の保有を希望したにも関わらず**、番組制作会社から著作権の譲渡等を受けたことがありましたか。なお、著作権の譲渡等には貴社との共同の保有や一部の支分権の譲渡も含めます。



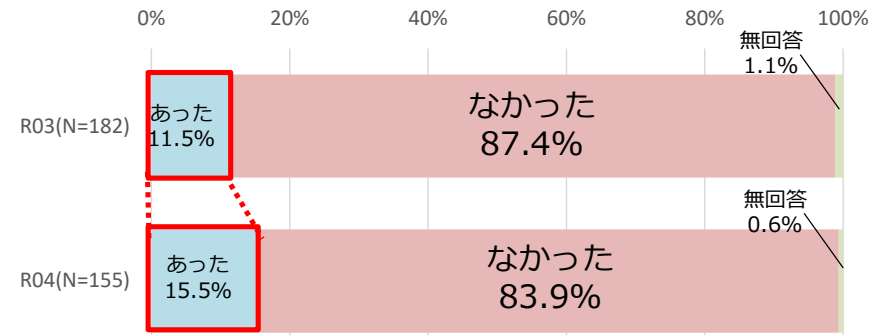
【「著作権譲渡等を受けたことがある」と回答した放送事業者における著作権の譲渡に関する事前協議】「完全制作委託型番組」の制作委託をする際に、番組制作会社に帰属している著作権の譲渡等を受ける場合、当該譲渡等について番組制作会社と事前に協議をしましたか。

	R03	R04
1. 著作権の譲渡等を受けた全ての番組について、事前に十分な協議をした。	3	1
2. 番組制作会社と事前の協議により定めたルール・契約ひな形に基づき著作権の譲渡等を決定していた。	6	0
3. 協議をしている場合と、していない場合がそれぞれ半分程度あった。	0	0
4. 自らが提示する条件に従わせており、協議はしなかった。	0	0
5. 協議をしなかった（4. 以外）。	0	0
無回答	0	0
合計	9	1

番組制作会社からの回答

【「完全制作委託型番組の制作委託を受けた」と回答した番組制作会社における著作権の譲渡等の有無】

放送事業者から完全制作委託型番組の制作委託を受けた際、**貴社が著作権の保有を希望したにも関わらず**、著作権を放送事業者に譲渡等したことがありましたか。なお、著作権の譲渡等には発注者との共同の保有や一部の支分権の譲渡も含めます。



【「著作権譲渡等をしたことがある」と回答した番組制作会社における著作権の譲渡に関する事前協議】放送事業者から完全制作委託型番組の制作委託を受ける際に、貴社に帰属する著作権を譲渡等する場合、当該譲渡等について放送事業者と事前に協議をしましたか。

	R03	R04
1. 著作権を譲渡等した全ての番組について、事前に十分な協議をした。	3	4
2. 放送事業者と事前の協議により定めたルール・契約ひな形に基づき著作権の譲渡等を決定していた。	2	8
3. 協議をしている場合と、していない場合がそれぞれ半分程度あった。	4	5
4. 放送事業者が提示する条件に従っており、協議はしなかった。	10	6
5. 協議をしなかった（4. 以外）。	0	1
無回答	2	0
合計	21	24

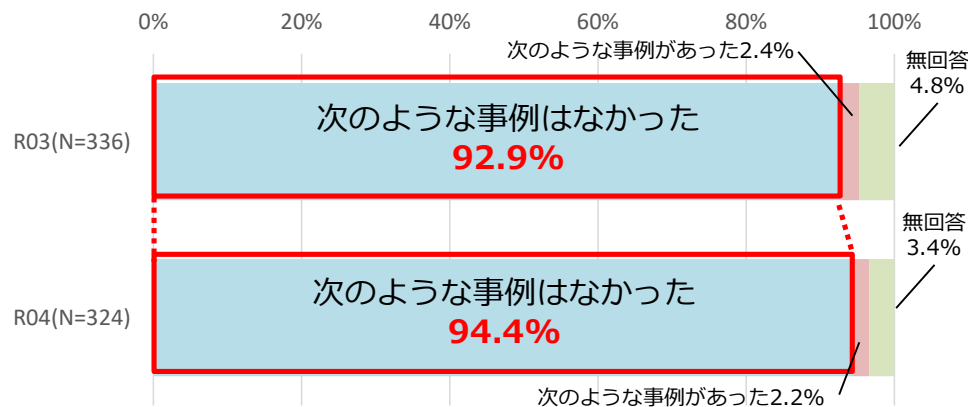
「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和4年度フォローアップ調査結果のポイント（5）

取引内容の変更及びやり直し

放送事業者からの回答

【事例の有無】

番組製作会社に製作委託をした番組の制作中、又は番組が納品された後に、放送事業者から、番組製作会社に対し、次のような要請（※1）をしたことはありましたか。



■※1 要請の事例（令和4年度版・放送事業者向けの調査票より）

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注した。
2. 当初の発注書や契約書の記載通り（貴社が、発注書等に記載のない番組製作会社からの提案を了承した場合を含む。）に番組が製作され、番組製作会社に瑕疵はないにも関わらず、一部又は全部のやり直しを求めた。
3. 製作委託をした番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることが発見出来るようなものであったにも関わらず、受領した後、一年以上を経過して、やり直しを求めた。
4. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請した。

■※2 要請の事例（令和4年度版・番組製作事業者向けの調査票より）

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注された。
2. 当初の発注書や契約書の記載通り（放送事業者が、発注書等に記載のない貴社からの提案を了承した場合を含む。）に番組を製作し、一度は了解を得て納入した後に、貴社に瑕疵は無いにも関わらず、一方的に、一部又は全部のやり直しを求められた。
3. 製作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることが発見出来るようなものであったにも関わらず、受領した後、一年以上を経過して、やり直しを求められた。
4. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請があった。

番組製作会社からの回答

【事例の有無】

上段：放送事業者、下段：番組製作会社から製作委託を受けた番組を制作中、又は納品した後に、上段：放送事業者、下段：番組製作会社から、次のような要請（※2）を受けたことはありましたか。

